



紹介状をお持ち下さい！



当院は「紹介外来制」をとっており、原則として他の医療機関からの「紹介状(診療情報提供書)」が必要です。あなたさまの診療が円滑に行われるためにもぜひご持参くださいますよう、お願いいたします。紹介状がない場合でも受診できますが、医療費とは別に「初診に係る特別の料金(特定療養費)」として3,150円(税込)をお支払いいただくこととなります。

特定療養費とは・・・

地域の医院・診療所と病床数 200 床以上の病院との役割分担を推進することを目的として健康保険法等に定められたものです。

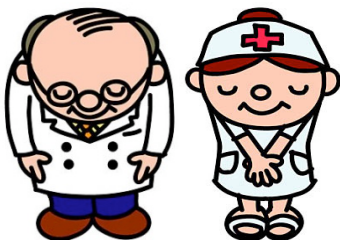
初診時に「かかりつけ医(地域の医院・診療所)」より紹介状をお持ちいただくと、現在までの病状、お薬の内容など治療経過がわかり、無駄な検査を省き治療を早く始めることができるというメリットがあるだけではなく、当院の診療内容をかかりつけ医に報告いたしますので、当院での診療が終わったあとも、かかりつけ医と当院の担当医が連携

して患者さまの症状に応じた治療に当たることができます。

また、初診時にかかりつけ医から当院の地域医療連携室を通して診療予約をとることができます。予約日時に来院して診療を受けることができ、待ち時間も少なくなりますので、ぜひご利用ください。診療予約については「かかりつけ医」にご相談ください。

健康保険法では、以下のような場合を初診とさだめています。紹介状のご持参をお願いします。

1. 当院を初めて受診される方
 2. 以前に当院を受診したことがあっても、すでにその病気が治癒している場合
- ★ご自身の都合で診療を中断されるなど、最終来院日より1ヶ月以上ご来院のなかった場合、前回受診病名によっては初診の扱いになることがあります。



ご協力をお願いします。

お問い合わせは・・・

姫路医療センター 地域医療連携室
(1F 外来受付を左に曲がってすぐ)